

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月27日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	43367 南関町
地域名 (地域内農業集落名)	第二大原地区 (相谷、向原、肥猪・肥猪町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	114.6323 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	108.6739 ha
② 田の面積	58.3166 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	56.3157 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	74.0334 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	40.5989 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	77.4935 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	74.0334 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

南関町の東部に位置し、南北に長く続く地域である。北部では二城山斜面での果樹栽培、谷に沿い圃場整備された水田がふた筋に分かれて南側まで続いている。集落及び畑地が高台に位置し、施設野菜や栗等が一定規模で作付けされている。また、向原地域では町内で最も畜産・酪農等の経営が多い。圃場整備が実施されている地域が多く、担い手への集積はある程度進んでいるが、共同での施設管理に要する人手の問題があり、新たな担い手募集等も行い、今後一層推進する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在中心経営体の引き受け意向のある農地については、積極的に集積を進め、将来的には集落営農組織の設立も視野に入れていく。また後中心経営体になりうる担い手の育成及び他地域からの入り作を進めていく。
【相谷】
 二城山の麓の整備箇所では担い手による水稲耕作が行われている。中腹の果樹園地や、谷間の未整備水田は低い作業効率や鳥獣害により、将来的な耕作継続が困難な箇所がある。整備地・未整備地に共通し、高低差が

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地区内の農業者の高齢化が進んでいることから、集落営農組織の活動を活性化・組織化を促進し、機械の共同利用やオペレーターによる作業受託による低コスト化を図る。地区外からの担い手募集も視野に集積・集約化を進める			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.4244	%	将来の目標とする集積率
			37.364537 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落営農組織や認定農業者への農地の集積・集約化を促進する。作業効率化のため、担い手同士の話し合いにより、農地交換等を進め、作業の効率化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集落営農組織や認定農業者への農地の集積・集約化を促進する。作業効率化のため、担い手同士の話し合いにより、農地交換等を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を促進するものとし、担い手の意向に沿った農地の集約化を段階的に図る。
(3)基盤整備事業への取組
地域の求めに応じ、農作業効率の向上と農地の集積・集約するために圃場整備の実施を検討し、農用設備整備や農道整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と協力し、就農希望者に対する相談や就農支援を実施し、確実な経営開始に結び付ける。農業者の高齢化を踏まえ、経営継承の必要性から、継承元と継承先を併せて募集を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ被害が中心であり、個人または地域での電気柵や金属柵の設置を進め、被害防止対策を進める。
- ⑦高齢化や人手不足を補うため、農道・水路の維持管理について、地域全体で取組み、環境を整える。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		飼料作物	2.05 ha	ha	飼料作物	2.057 ha	ha	7	
認農		酪農	0.97 ha	ha	酪農	0.977 ha	ha	8	
利用者		水稻、飼料	0.01 ha	ha	水稻、飼料	0.145 ha	ha	9	
認農		茶	1.48 ha	ha	茶	1.486 ha	ha	12	
認農		柑橘	1.091 ha	ha	柑橘	1.091 ha	ha	18	
利用者		水稻	1.21 ha	ha	水稻	1.208 ha	ha	19	
認農		畜産、水稻	9.953 ha	ha	畜産、水稻	13.11 ha	ha	20	
認農		畜産、飼料	4.116 ha	ha	畜産、飼料	6.454 ha	ha	22	
利用者		水稻、野菜	0.473 ha	ha	水稻、野菜	0.975 ha	ha	23	
認農		水稻	5.064 ha	ha	水稻	4.523 ha	ha	24	
認農		水稻	0.31 ha	ha	水稻	0.31 ha	ha	52	
認農		大豆、水稻	3.784 ha	ha	大豆、水稻	2.46 ha	ha	前6	
利用者		水稻	2.789 ha	ha	水稻	2.746 ha	ha	前32	
認農		水稻、かぼ	0.142 ha	ha	水稻、かぼ	0.142 ha	ha	前37	
認農		水稻、施設	2.883 ha	ha	水稻、施設	2.918 ha	ha	前43	
計	15経営体		36.32 ha	0 ha		40.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。